

平成26年度の活動報告

◆ 地方連絡会議の開催

（近畿運輸局：平成26年 7月31日開催（@大阪合同庁舎4号館）

中部運輸局：平成26年10月20日開催（@名古屋合同庁舎1号館）

関東運輸局：平成27年度上旬に開催予定）

<主な議題>

- 安全対策会議の結果報告
- ガイドライン等の周知状況と周知に向けた取組について
- 今後の進め方について

◆ 不適切コンテナのモデル発見是正要領検討ワーキンググループ

（第1回WG：平成26年 7月28日開催

第2回WG：平成26年12月 8日開催）

<主な議題>

- 不適切コンテナの発見・是正に係るリーフレットの作成
- リーフレットの周知・活用方法について

日時:平成26年7月31日(木)14:00~16:00

場所:大阪合同庁舎4号館 4階 講堂

出席者

(関係団体)

公益社団法人関西経済連合会

大阪商工会議所、神戸商工会議所(当日欠席)

日本船主協会阪神地区船主会(当日欠席)

外国船舶協会

日本ロジスティクスシステム協会

近畿倉庫協会連合会、兵庫県倉庫協会

大阪海運貨物取扱業会、神戸海運貨物取扱業組合

大阪港運協会、兵庫県港運協会

大阪府トラック協会、兵庫県トラック協会

全日本港湾労働組合

大阪府警察本部、兵庫県警察本部

大阪港埠頭株式会社、神戸港埠頭株式会社

(行政)

近畿経済産業局

近畿運輸局

近畿地方整備局

神戸運輸監理部

国土交通省自動車局安全政策課

大阪市港湾局

神戸市みなと総局

議題

- (1)第4回の安全対策会議の内容について(報告)
- (2)各出席者からの報告について
- (3)今後の進め方について

概要

- フォローアップ調査の結果が報告され、ガイドライン等の周知状況について一定程度の浸透が図られていることが確認された一方、情報伝達の意義について更なる徹底の必要性が確認された。
- 大阪、兵庫港運協会より、傘下事業者へのガイドラインの周知状況及び不適切コンテナの発見・是正等に係る現状の取り組み状況について報告された。
- トラック協会より、ドライバーや経営者等を対象とした講習会の開催などガイドラインの周知徹底策について報告されるとともに、ロック未実施による事故等を防止するため、警察・協会・大阪市の協力の下、ドライバーに周知徹底を図るために路上でロックの実施状況の確認作業を行ったことが紹介された。

日時：平成26年10月20日(月)13:00~15:00

場所：名古屋合同庁舎1号館11階共用大会議室

出席者

(関係団体)

名古屋商工会議所

中部経済連合会

名古屋海運協会

名古屋日本船代理店会

名古屋外国船主代理店会

名古屋港運協会

愛知県トラック協会

日本ロジスティクスシステム協会

全日本港湾労働組合

東海倉庫協会(オブザーバー)

名古屋港管理組合

(行政)

中部経済産業局

愛知県警察本部

中部運輸局

中部地方整備局

国土交通省自動車局安全政策課

議題

- (1) ガイドライン等の周知状況と周知に向けた取組について
- (2) 安全輸送の確保に向けた課題等について
- (3) 今後の対応等

概要

- フォローアップ調査の結果が報告され、ガイドライン等の周知状況について一定程度の浸透が図られていることが確認された一方、情報伝達の意義について更なる徹底を図る必要があることが確認された。
- トラック協会及び港運協会より取り組み状況について報告されるとともに、全港湾よりアンケート結果について現実と乖離している部分もあるとの指摘がなされた。
- 上記より、愛知県トラック協会作成のガイドラインの概要を記載したバインダーを早期に全ドライバーに行き渡るようにしていくことが必要であると確認された。
- 不適切コンテナの発見・是正に向けた対応について運輸局の旗振りによる勉強会を設置していくことが確認された。

1. 設置目的

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン等において過積載や偏荷重のような不適切なコンテナが疑われる場合の連絡調整や是正のための措置について基本的な考え方が示されている。

多くの関係者が関わる不適切コンテナの発見・是正に関する措置を確実にかつ円滑に実施するためには、海上コンテナの輸送に関する全ての関係者の理解・協力が不可欠であり、不適切コンテナの発見方法及び講ずべき措置について具体の港湾をモデルとして、より具体的かつわかりやすい形で示し、必要な措置の更なる周知浸透を図る必要がある。

2. スケジュール

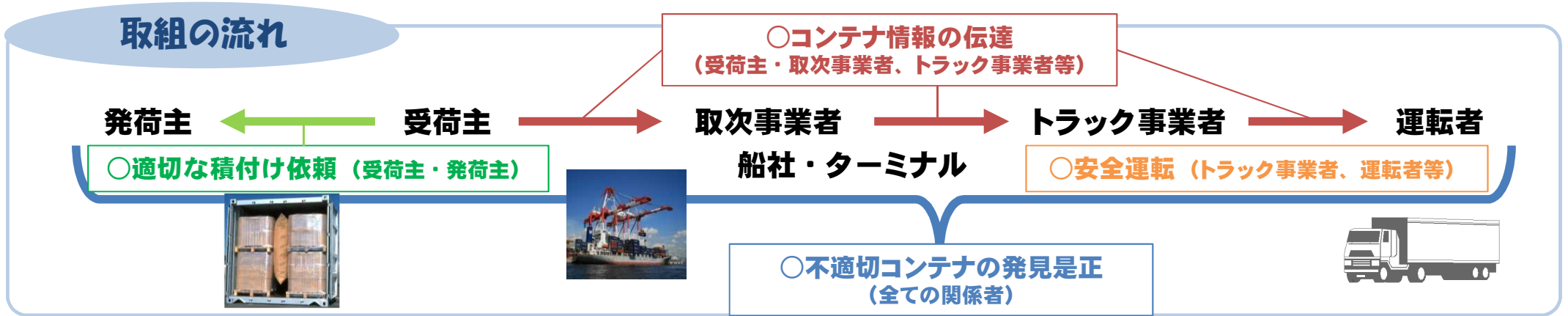
- | | |
|----------|---|
| 平成25年9月 | 第3回安全対策会議にて発見是正WGを設置 |
| 平成26年7月 | 第1回発見是正WGを開催 <ul style="list-style-type: none">▶ WGにおける検討事項について<ul style="list-style-type: none">(・各段階での不適切コンテナの発見方法と講ずべき措置の確認・横浜港における運用の確認) |
| 平成26年12月 | 第2回発見是正WGを開催 <ul style="list-style-type: none">▶ 不適切コンテナの発見・是正に係るリーフレットの確定について▶ 周知・活用方法について |
| 平成27年3月 | 第5回安全対策会議にて発見是正WGの結果を報告 |

不適切コンテナの発見・是正に係るリーフレット

平成25年6月に国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン等が策定され、同年8月から運用が開始されました。

同ガイドライン等は、国際海上コンテナの陸上安全輸送対策強化のため、全ての関係者が、それぞれ取り組むことが望ましい措置をまとめたものであり、コンテナトレーラーの安全運転やコンテナ情報の伝達の方法が記載されているほか、過積載や偏荷重のような不適切なコンテナが疑われる場合の連絡調整や是正のための措置について基本的な考え方が示されています。

多くの関係者が関わる不適切コンテナの発見・是正に関する措置を確実かつ円滑に実施するためには、海上コンテナの輸送に関する全ての関係者の理解・協力が不可欠であり、不適切コンテナの発見方法及び講ずべき措置についてより具体的かつわかりやすい形で示し、必要な措置の更なる周知浸透を図る必要があります。このため、今般、マニュアルのうち輸入コンテナの構内での不適切コンテナの発見及び是正措置について、横浜港におけるリーフレットを作成しました。マニュアル本体と併用しながらご活用ください。



国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン・マニュアルの概要

○ 適切な積付け依頼

- ◆マニュアルに基づいた積付の実施
- ◆発荷主に対し、適切な積付を依頼

→ 不適切コンテナの発生防止

○ コンテナ情報の伝達

- ◆重量、品目、梱包情報等の伝達
- ◆運送契約・取次契約等に沿ったコンテナ情報の伝達

→ 中身が分からないまま
運送することを防止

○ 不適切コンテナの発見及び是正

- ◆書面・現場による不適切コンテナの確認
- ◆不適切コンテナを発見した場合の措置

→ 不具合への対応を円滑化し、
水際で不適切コンテナの排除に努める

○ 運転者による安全運転

- ◆適切な速度、適切な運転操作での安全運転の実施
- ◆緊締装置によるロックの徹底
- ◆トレーラーの傾き (偏荷重) の確認

→ 常に安全な状態で運送

輸入時の不適切コンテナの発見・是正のポイント

輸送段階

発見方法

確認ポイント

連絡・問い合わせ

是正

①

貿易書類の確認

□受荷主、取次事業者、トラック事業者は、B/Lや運送依頼書等により、不適切コンテナ(重量超過、偏荷重)の恐れがないか確認

船名		船種		航路	
○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○
○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○
○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○
○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○

- ・コンテナ自重を加算した1本あたりの重量は重量超過の恐れがないか。
- ・品目、梱包情報から、偏荷重の恐れを判断。

(不適切な恐れがある場合)

発見者は、受荷主(取次)へ連絡し、確認を取る

発見者は、恐れを発見した場合、ターミナルオペレータへ連絡



ターミナルオペレータは、船社経由で受荷主(取次)へ連絡し、指示を仰ぐ

受荷主が不適切か否か、是正の要否を最終的に判断

受荷主の了解のもと、低床トレーラーを用意し運搬(例:近辺の倉庫等へ運び、デバンを実施)

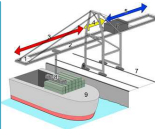
※万が一の時の為、写真を撮る

※CY内でデバン又は低床シャーシ等へ載せ替える場合は、追加料金が発生する旨、荷主へ連絡する

②

荷役作業中の確認

□ガントリークレーン、トランスファークレーン等の操縦者は、作業時の感覚や計器画面等(目安)で重量超過の恐れがないか確認
□構内トレーラー運転者は、運転感覚等にて重量超過や偏荷重の恐れがないか確認



- ・いつもより、傾いていないか。
- ・いつもより、重たいと感じないか。
- ・計測機器の計器等(目安)で重量確認。

トラック運転者は、ゲートチェッカーへ連絡するとともに、会社へ報告し、指示を仰ぐ



ゲートチェッカーはターミナルオペレータへ報告し、指示を仰ぐ



低床トレーラー

③

トレーラー運搬中の確認

□海コントレーラー運転者は、運転感覚等で重量超過や偏荷重の恐れがないか確認

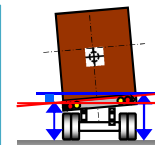


- ・アクセル/ブレーキの利きがいつもより変わらないか。
- ・ハンドルがいつもより取られないか。

④

ゲート等搬出時の確認

□海コントレーラー運転者は、運転感覚等で重量超過、目視等で偏荷重の恐れがないか確認
□ゲートチェッカーは、目視等で偏荷重の恐れがないか確認



- ・左右の高さに偏りがないかメジャー、長尺ものさし等にて簡易計測。
- ・看貫にて重量計測。

ターミナルオペレータは、船社経由で受荷主(取次)へ連絡し、指示を仰ぐ

①書面確認(B/L・運送依頼書等)による発見是正要領

貿易書類の確認

不適切の恐れ

なし

終了

あり

連絡・対処

受荷主

取次事業者

トラック事業者(運転者)



B/Lの例

荷送人: ○○○○	BILL OF LADING		
荷受人: ○○○○			
通知先: ○○○○			
船社: ○○○○	貨物受領場所: ○○○○		
船名: ○○○○	積港名: ○○○○		
卸し港: ○○○○	最終届け先: ○○○○		
コンテナNo.	コンテナ数量	品目・梱包	重量
××××	○○○○	○○○○	○○
××××	○○○○	○○○○	○○
××××	○○○○	○○○○	○○
船積書			
申告書			
運賃・料金 送附トン数 レート 元払い 番付			
船主 船積書 船積書 船積書			
船主 船積書 船積書 船積書			
船主 船積書 船積書 船積書			

運送依頼書の例

(○○コンテナターミナル)
運送依頼書

荷主: ○○○○ 搬出日: ○月○日
本船: ○○○○ 船社: ○○○○
コンテナ引受地: ○○埠頭○○
B/L No.: ××××
不具合が生じた際の連絡先: △△△△

コンテナNo.	品目	梱包	重量
×××××	○○○	○○○	○○○
×××××	○○○	○○○	○○○
...
×××××	○○○	○○○	○○○

①重量・品目に関する情報がないもの

②過去に同一の発荷主から、偏荷重や荷崩れを起こしている又は固縛されていない貨物を受け取った経験がある場合

③当該コンテナの品目が木材で重量が25t以上のもの

発見者
(受荷主、取次事業者、トラック事業者等)

連絡

受荷主

開封・是正のための協力を依頼

指示

船社

指示

ターミナル

取次事業者

指示

トラック事業者

指示

トラック運転者

- ①コンテナ1本の貨物重量が積載最大重量を超えている場合
- ②過去に同一の発荷主から、偏荷重や荷崩れを起こしている又は固縛されていない貨物を受け取った経験がある場合や、当該発荷主へ問い合わせ、積付け情報を確認した結果、極端な偏荷重や全く固縛されていない場合

- 【入港後の現場での確認】
 - ・簡易的な計測方法で偏荷重を確認
 - ・受荷主の了解のもと、重量を確認
- 【不適切コンテナの対処】
 - ・陸上運送を行う前までに、受荷主から船社に連絡を行い、重量計測や開封・是正のための協力を依頼。
 - ・ターミナルに是正を行う場所が無い場合、受荷主は荷揚港の臨港地区の倉庫等と調整し、開封・是正のための調整を行う。

②荷役(陸揚げ・港内運搬・蔵置)作業中の発見是正要領

荷役作業中の確認

不適切の恐れ

なし

終了

ガントリークレーンオペレーター



【偏荷重】吊上げたコンテナの過度な傾きは見られないか。

【重量】操作感覚や操縦室の計器画面等(目安)で、過度な重量を示していないか。

構内作業用トレーラー運転者



【偏荷重】カーブ走行時のふらつきを感じないか。
【重量】発進、停止中に過度な重量を感じないか。

トランスファークレーン等オペレーター

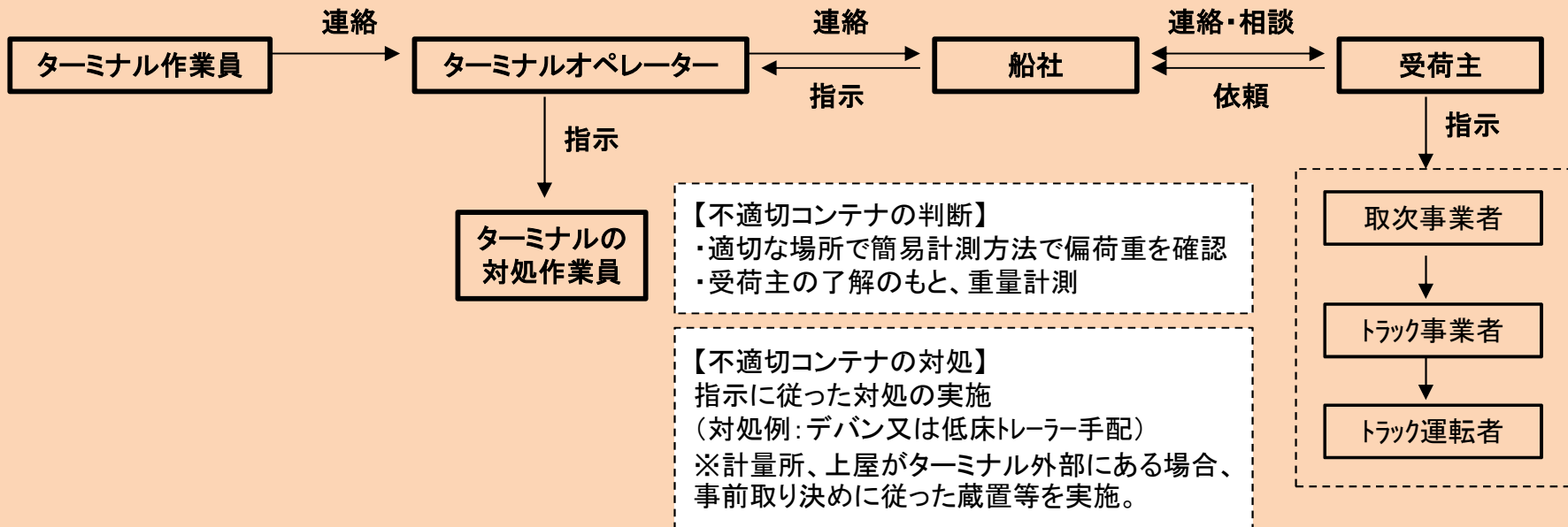


【偏荷重】吊上げたコンテナの過度な傾きは見られないか。

【重量】操作感覚や操縦室の計器画面等(目安)で、過度な重量を示していないか。

あり

連絡・対処



※通関未済の場合、税関の立会いのもとデバンを実施。

※構内で荷役作業中に不適切の恐れを発見した場合、関係会社に連絡し、指示を仰ぐ。

③トレーラー運搬中の発見是正要領

トレーラー
運搬中の
確認

トレーラー運転者



【偏荷重】カーブ走行時のふらつきを感じないか。ハンドルがいつもより取られないか。

【重量】発進、停止中に過度な重量を感じないか。アクセル/ブレーキの利きがいつもより違わないか。

不適切の
恐れ

あり

なし

終了

連絡・
対処

連絡(ゲート等適切な場所にて)

トレーラー運転者

ターミナル作業員

連絡

指示

連絡

指示

トレーラー事業者

ターミナルオペレーター

連絡

指示

連絡

指示

取次事業者

受荷主

船社

連絡

指示

連絡・相談

依頼

【不適切コンテナの判断】
・適切な場所で簡易計測方法で偏荷重を確認
・受荷主の了解のもと、重量計測

【不適切コンテナの対処】
指示に従った対処の実施
(対処例: デバン場所までの運搬又は低床トレーラー手配)
※計量所、上屋がターミナル外部にある場合、事前取り決めに従った蔵置等を実施。

④ゲート等搬出時の発見是正要領

ゲート等搬出時の確認

トレーラー運転者

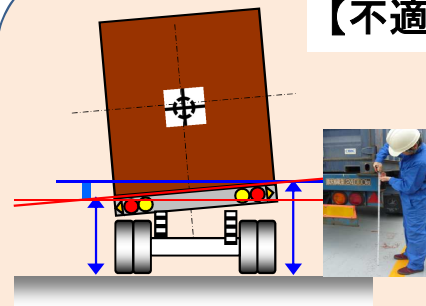


ターミナル作業員
(ゲートチェッカー等)



ゲート等適切な場所にてツイストロック及びコンテナの傾きを目視で確認

【不適切コンテナの判断】



【偏荷重】左右の高さに偏りがないかメジャー、長尺ものさし等にて簡易計測



【重量】受荷主の了解のもと、看貫にて重量計測

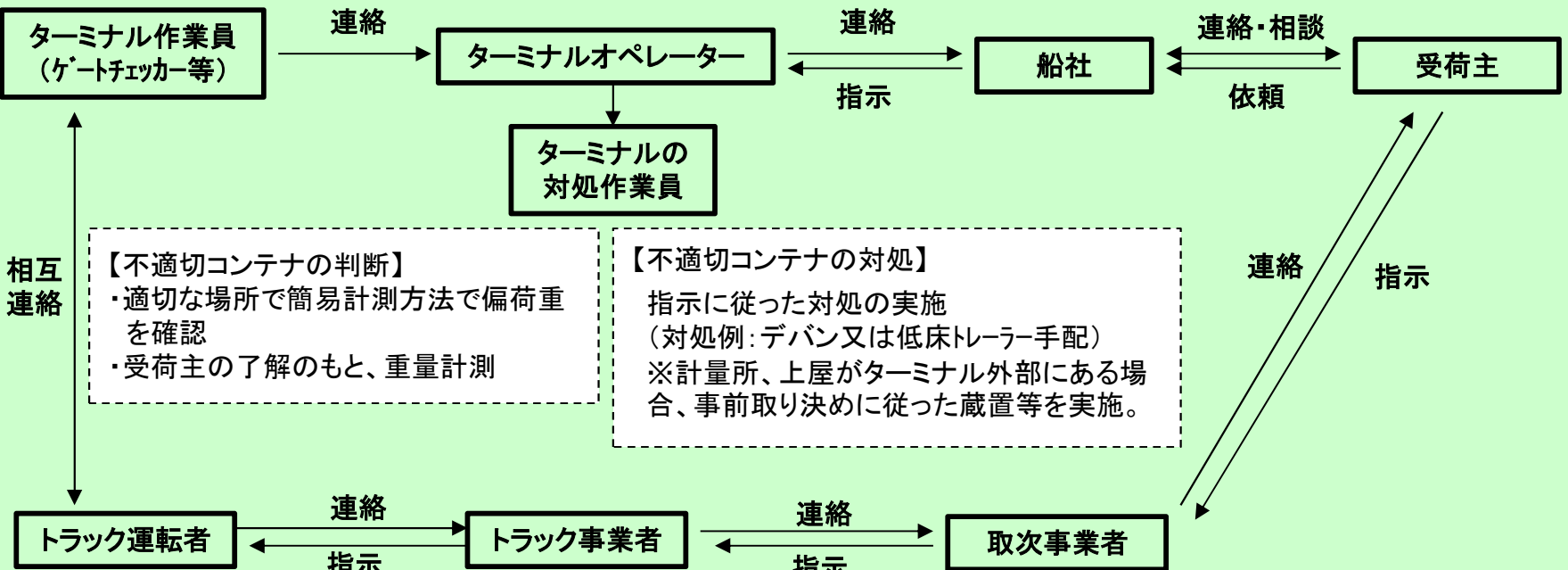
不適切の恐れ

あり

なし

終了

連絡・対処



相互
連絡

【不適切コンテナの判断】
・適切な場所で簡易計測方法で偏荷重を確認
・受荷主の了解のもと、重量計測

【不適切コンテナの対処】
指示に従った対処の実施
(対処例: デバン又は低床トレーラー手配)
※計量所、上屋がターミナル外部にある場合、事前取り決めに従った蔵置等を実施。

連絡

指示

連絡

指示

連絡

指示

不適切コンテナのモデル発見是正要領検討 ワーキンググループ

（関係団体）

- 一般社団法人日本貿易会
- 神奈川県トラック協会
- 一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会
- 一般社団法人日本港運協会
- 横浜港運協会
- 一般社団法人日本船主協会
- 外国船舶協会
- 全日本港湾労働組合
- 日本海運貨物取扱業会
- 横浜港埠頭(株)

（行政）

- 国土交通省
- 横浜市港湾局

